



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

年金受給権と年金への課税は二重課税に当たらず！

—— 福岡高裁で逆転納税者敗訴・上告 ——

所得税法9条1項15号は、二重課税を避ける見地から、相続等により取得するもの及び相続等により取得したものとみなされるものについては、所得税を課さない旨規定しています。今回は、夫の死亡に伴い生命保険契約に基づき受領した特約年金が相続税と所得税の二重課税に該当するか否かで争い、地裁と高裁で異なる判断が示された事例をご紹介します。（平成18年11月7日長崎地裁・全部取消し・Z888-1185、平成19年10月25日福岡高裁・原判決取消し・Z888-1293）

納税者甲は、夫乙の死亡に伴い年金払生活保障特約付終身保険契約（死亡保険金と10年間の年金受給権）に基づき、平成14年分の年金230万円を受領したところ、処分行政庁は、本件年金は雑所得に該当するとして更正処分をしました。甲は、本件年金は、相続税法3条1項1号の「保険金」に該当し、相続税を課税されているので、所得税法9条1項15号により非課税所得になると主張して提訴しました。

<長崎地裁の判断・全部取消し・国側控訴>

長崎地裁田川裁判長は、次のように判示して、納税者の主張を認めました。

本件年金は、年金受給権に基づいて発生する支分権に基づいて納税者甲が保険会社から受け取った最初の現金である。上記支分権は、年金受給権の部分的な行使権であり、利息のような元本の果実、あるいは資産処分による資本利得ないし投資に対する値上がり益等のように、その利益の受領によって元本や資産ないし投資等の基本的な権利・資産自体が直接影響を受けることがないものとは異なり、これが行使されることによって基本的な権利である年金受給権が徐々に消滅していく関係にあるものである。

そして、相続税法による年金受給権の評価は、将来にわたって受け取る各年金の当該取得時における経済的な利益を現価（正確にはその近似値）に引き直したものであるから、これに対して相続税を課税した上、更に個々の年金に所得税を課税することは、実質的・経済的には同一の資産に関して二重に課税するものであることは明らかである。

<福岡高裁の判断・原判決取消し・納税者上告>

福岡高裁丸山裁判長は、本件年金は雑所得に該当するとして、国側の主張を支持しました。

- ① 被相続人が締結した生命保険契約において、被相続人の死亡により保険金受取人が取得するものは、保険金という金銭そのものではなく、保険金請求権という権利であるから、相続税法3条1項1号にいう「保険金」は保険金請求権を意味するものと解される。
- ② 本件年金受給権は、生命保険契約に基づくものであり年金の形で受け取る権利であるが、乙の死亡を起因として生じたものであるから、相続税法3条1項1号にいう「保険金」に該当すると解される。
- ③ 本件年金は、10年間、保険事故発生日の応当日に年金受給権に基づいて発生する支分権に基づいて、納税者甲が受け取った最初の現金というべきものである。そうすると、本件年金は、年金受給権とは法的に異なるものであり、乙の死亡後に支分権に基づいて発生したものであるから、相続税法3条1項1号に規定する「保険金」に該当せず、所得税法9条1項15号所定の非課税所得に該当しないと解される。したがって、本件年金に係る所得は所得税の対象となるものというべきである。

……………（税法データベース編集室 市野瀬 香子）

◇以上の裁判例について詳細（全文・A4判34頁）が必要な方は、送料実費とも1,500円（税込み）で頒布しますので下記あてご一報ください。